

東美濃広域観光ウェブサイト作成業務委託
プロポーザル評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 「東美濃」の知名度向上を図るため、東美濃地域の観光資源を活かしたウェブサイトを作成するにあたり、東美濃広域観光ウェブサイト作成業務委託に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、東美濃広域観光ウェブサイト作成業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は評価対象となる事業者の提出書類等を、評価基準に基づき評価する事務を所掌する

(組織)

第3条 委員会は、東美濃歴史街道協議会構成市町をもって組織する。

- 2 構成員は、多治見市観光協会から一名、岐阜県観光連盟から一名、恵那市観光交流課長とする。
- 3 構成員の任期は、東美濃歴史街道協議会が契約締結の候補者を選定するまでとする。

(会議の開催)

第4条 委員会の開催は、事務局（多治見市）が招集する。

- 2 委員会は、書面をもって代えることができる。

(秘密の保持)

第5条 構成員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その業務を終えた後も同様とする。

(接触及び利害関係に関する申告等)

第6条 構成員は、本件の評価に関し提案者と接触及び利害関係を有する場合には、その旨を事務局へ申告しなければならない。

- 2 構成員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局（多治見市）において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局（多治見市）が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。